

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所講堂貸付規程

〔平成22年7月1日独土研寒管第82号
独立行政法人土木研究所 寒地土木研究所長〕

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所講堂貸付規程を次のように定める。

(総則)

第1条 国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所（以下「研究所」という。）における講堂の貸付については、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所庁舎管理規程実施細則（平成23年4月1日独土研寒管第319号。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(貸付対象機関)

第2条 講堂の貸付対象機関は、国、地方公共団体、大学、公益法人、特殊法人、独立行政法人、及び民間企業の研究機関とする。ただし、国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所長（以下「所長」という。）が特に必要と認める場合には、この限りでない。

(使用の許可)

第3条 講堂の貸付を希望する者は、「講堂使用申請書」（別記様式1）を所長に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合に、所長は、当該申請者が主催する行事が、次の各号に掲げる基準にすべて合致すると認められるときは、講堂の使用を許可するものとする。ただし、所長が特に必要と認める場合には、この限りでない。

- (1) 研究所の日常業務の遂行を妨げないものであること。
- (2) 庁舎の秩序の維持及び災害の防止に支障がないと認められること。
- (3) 研究所の後援名義の使用許可を受けていること。

(許可の条件等)

第4条 所長は、前条第2項の規定により許可する場合において、必要な条件を付し、又は守るべき事項を指示することができる。

(使用料等)

第5条 講堂の使用料及び使用時間は、別紙のとおりとする。

2 第3条第2項の規定により、講堂使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、講堂使用後に研究所が指定する期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じて年5%の割合により算定した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用の変更又は中止)

第6条 使用者は、使用日時等を変更しようとするときは、「講堂使用変更申請書」(別記様式2)を直ちに所長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可については、第3条第2項の規定を準用する。

3 使用者は、使用を中止しようとするときは、「講堂使用中止報告書」(別記様式3)を直ちに所長に届け出なければならない。

(許可の取消)

第7条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、第3条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

(1) 緊急その他やむを得ない事情により、研究所が講堂を使用する必要が生じた場合。

(2) 使用者が、第4条の規定による条件又は指示に違反した場合。

(3) 講堂使用に係る各申請書に虚偽の記載があった場合。

2 前項の規定により、許可が取り消されたことで、使用者に損害が発生した場合において、研究所はその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 使用者は、故意又は過失により講堂の設備、備品等を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、原状回復に要する費用を弁償しなければならない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、講堂の貸付に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別 紙

- 1 講堂使用料は、以下のとおりとする。

非暖房期間（5月～9月）：5,000円／日

暖房期間（10月～4月）：6,000円／日

※暖房期間中は、暖房費を加算する。

- 2 講堂使用時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの範囲内とする。